

マカロニ類についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行うマカロニ類についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 2633 マカロニ類

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 2633** による。

4 検査の方法

検査は、次の方法によって行わなければならない。

- a) 検査は、抽出して行う。
- b) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**箇条 5** による。

5 検査

5.1 第 1 種検査方法

5.1.1 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ類の 1 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から 1 箱又は 1 袋（内容重量が 300 g 未満のものにあつては、300 g 以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から 300 g 以上を採取して試料とする。

5.1.2 検査に係る格付の基準

試料ごとに、**JAS 2633** に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の全てが **JAS 2633** に定める基準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ類を合格に格付する。

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 によって検査を行った結果、その検査荷口のマカロニ類が連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、**5.3** による。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合

5.2 によって抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5.3 によることとなったマカロニ類で、原料及び製造条件が同一と認められるものの 30 日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から 1 箱又は 1 袋（内容重量が 300 g 未満のものにあつては、300 g 以上となる数の箱又は袋）を抽出し、その箱又は袋から 300 g 以上を採取して試料とする。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.1.2 による。

5.4 第1種検査方法への移行

5.3 によって検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5.1 による。

制定等の履歴

制	定	昭和40年10月19日農 林 省 告 示第1247号
改	正	昭和45年12月14日農 林 省 告 示第1820号
改	正	昭和53年 7 月 5 日農 林 省 告 示第 793号
改	正	平成 5 年 7 月23日農林水産省告示第 849号
改	正	平成12年 6 月 9 日農林水産省告示第 822号
改	正	平成18年 2 月28日農林水産省告示第 210号
改	正	平成30年 3 月29日農林水産省告示第 688号
最終改正		令和 6 年11月12日農林水産省告示第2072号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6 年11月12日農林水産省告示第2072号
令和 6 年12月12日から施行する。